

千葉県保健所長委任規則及び千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第66号

千葉県保健所長委任規則及び千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(千葉県保健所長委任規則の一部改正)

第1条 千葉県保健所長委任規則(平成12年千葉県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表(第1条関係) 1~25 [略] 26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)並びに特例条例の規定による事務のうち次に掲げるもの (1)~(6) [略] (7) 法第7条第4項ただし書(法第17条第8項において準用する場合 政令第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品 (以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造業に係る部分に限る。)を含む。)の規定による他の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者に薬局を管理させることの許	別表(第1条関係) 1~25 [略] 26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)</u> 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)並びに特例条例の規定による事務のうち次に掲げるもの (1)~(6) [略] (7) 法第7条第4項ただし書(法第17条第8項において準用する場合 法第2条第17項第3号に規定する医薬品 (以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造業に係る部分に限る。)を含む。)の規定による他の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者に薬局を管理させることの許

可に関すること。 (8)～(96) [略] 27～40 [略]	可に関すること。 (8)～(96) [略] 27～40 [略]
---------------------------------------	---------------------------------------

(千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 千葉県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成21年千葉県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。<u>以下「政令」という。</u>）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理者の兼務の許可等)</p> <p>第3条 法第7条第4項ただし書（法第17条第8項において準用する場合（政令第3条の薬局製造販売医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）の製造業に係る部分に限る。）を含む。）、第28条第4項ただし書、第35条第4項ただし書又は第39条の2第2項ただし書の許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号 ）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理者の兼務の許可等)</p> <p>第3条 法第7条第4項ただし書（法第17条第8項において準用する場合（法第2条第17項第3号に規定する医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）の製造業に係る部分に限る。）を含む。）、第28条第4項ただし書、第35条第4項ただし書又は第39条の2第2項ただし書の許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。